

新上五島町立奈良尾中学校「いじめ防止基本方針」ダイジェスト

1 いじめ防止等のための対策に関する基本方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

奈良尾中学校生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

すべての生徒が安心して学校生活を送れるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(保護者の責務)

家庭は、児童生徒にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有する。保護者においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める。

- (ア) 保護者は、その保護する生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むように努める。
- (イ) 保護者は、その保護する生徒の発達段階に応じて、基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせる。
- (ウ) 保護者は、その保護する生徒の生活の様子に変化や不安を感じる兆候があった場合には生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- (エ) 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- (オ) 保護者は、その保護する生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するように厳しく指導するとともに、生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、生徒を見守り支える。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめ防止

- (ア) いじめをしない、させない、許さない風土づくりに組織的に取り組む。
- (イ) 生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人ひとりに居場所のある学校であるために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 生徒と教職員の信頼関係を構築し、一人ひとりを大切にしたいわかる授業づくりの推進を図る。
- (エ) 学級や部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりの推進を図る。
- (オ) 生徒会活動において、「校訓(自律 勤勉 敬愛)」「学校教育目標(求めて学び、よりよく生きようとする生徒の育成)」「奈中魂(生・礼・愛・耐)」を意識させた活動を計画的に仕組み、指導・支援し、生徒の「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。
- (カ) 家庭やPTA、地域関係団体との連携を図り、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめ根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- (キ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、校内弁論大会、平和集会、人権集会等を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

- (ア) いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査や情報交換を実施する。
- ・生活ノート（毎日）
 - ・生活アンケート（月1回）
 - ・人権の日のアンケート（月1回）
 - ・担任部会（週1回）
 - ・教育相談（7月、11月、2月）
- (イ) 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- ・学校生活相談員
 - ・学校内外の専門家の活用
 - ・スクールカウンセラー派遣事業
 - ・学校以外の相談窓口の周知や広報
- (ウ) いじめ防止対策に関する研修を年間計画に位置づけ、職員の資質向上を図る。
- ・いじめ対策ハンドブック
 - ・いじめ問題への取組についてのチェックポイント
 - ・生徒指導リーフ
 - 等の活用
- (エ) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように情報モラル研修会を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

〈構成員〉校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、担任、学校評議員

※心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者

〈役割〉いじめ事案に対して「いじめ防止対策委員会」が中核となり、担任や一部の教職員が抱え込むことなく組織的に取り組む。

〈開催〉週1回、担任部会と兼ねて開催する。いじめ事案発生時は緊急開催する。

② いじめに対する措置

- (ア) いじめに係わる相談、通報を受けたり、発見した教職員は、すみやかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- (イ) いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う。その後、いじめから守るための対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者に伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。
- (ウ) いじめた生徒から事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合は、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。また、確実な情報を迅速に保護者に伝え、継続的な助言を行う。状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないように一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導の他、警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。
- (エ) 全校生徒にアンケート調査を実施し、その結果を基に聞き取り対象者等のしほり込みを行う。
- (オ) いじめが解消したと見られる場合も、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- (カ) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために削除の措置をとる。必要に応じ、警察や人権擁護委員会等と適切な連携を図る。

3 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、次の対処を行う。

- (ア) 重大事態が発生した旨を、新上五島町教育委員会に速やかに報告する。
- (イ) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (ウ) 上記組織を中心にして、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (エ) 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供すると共に、心のケアやいじめから守り通すための対応を行う。